



(役員)

第8条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計

※役員名称はこの例に限りません。

(選任)

第9条 役員は総会で選任する。

※団体の実情に応じて記載してください。

(任期)

第10条 役員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。

※団体の実情に応じて記載してください。

(職務)

第11条 会長は、この団体を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、この団体の会計事務を処理する。

※役員職務をすべて記載してください。

(総会)

第12条 総会は、会員を持って構成し、少なくとも毎事業年度1回開催する。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

※団体の意思決定の場で、何を決めるのかを記載してください。

(役員会)

第13条 役員会は第8条の役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

※団体に監査役がいる場合は、構成員から除く文言が必要になります。

『組織的に活動していきたい団体』向けです。

(事業年度)

第14条 この団体の事業年度は毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(収入)

第15条 この団体は、次の収入により運営する。会費、寄付金、活動収入及びその他とする。

附則

1 この会則は、〇年〇月〇日から施行する。

『組織的に活動していきたい団体』向けです。